

【まん延防止等重点措置適用前の期間用】

◎野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、千葉市：4月20日～4月27日分

日額算定シート<売上高方式(月別)>

注：大企業の方は
選択できません

以下のフロー図をもとに、支給日額（1日当たり支給額）を計算してください。
（※算定方法に応じ、以下の枠内を記入してください。）

申請する店舗について、令和元年(平成31年)又は令和2年(※いずれかを選択)の、
4月及び5月の飲食部門の売上高の合計は、税抜で5,083,313円(1日当たり8万3,333円)を超えますか。
✓ 確定申告書類や売上台帳等で4月・5月の売上高を御確認ください

はい
→ 計算に用いる年に
チェックを
入れてください
 令和元年
 令和2年

いいえ

1日当たり支給額は1日当たり2.5万円です。以下を記入してください。

申請店舗の1日当たり支給額

円

→申請書の【申請額】欄の
「1日当たり支給額」に記入

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

令和元年又は令和2年4月の売上高

①

円

+

令和元年又は令和2年5月の売上高

②

円

=

令和元年又は令和2年の
4～5月の売上高計

③

円

③が508万3,313円以下の場合は、
1日当たり支給額は2.5万円のた
め、「いいえ」に戻る

令和元年又は令和2年の
4～5月の売上高計

③

円

÷ 61 日 × 0.3 =

1日当たり支給額
(千円未満切上げ前)

④

円

(注)

- ・④から千円未満を切上げてください。
- ・上限は7.5万円ですので、計算の結果、
7.5万円以上になる場合も「75,000円」と記載してください。

申請店舗の1日当たり支給額

円

【最大7.5万円】

↓
申請書の【申請額】欄の
「1日当たり支給額」に記入

(注) 令和元年(平成31年)又は令和2年いずれかの4～5月と、令和3年の4～5月の売上高減少額の合計が
1,525万円(1日当たり25万円)を超えている場合は、「売上高減少方式」による計算も選択可能です。